



島根県報

平成21年2月6日(金)

号外第15号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

(道路維持課) 2

道路の供用開始

(") 3

告 示

島根県告示第82号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成21年2月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長			
県道	佐田八神線	雲南市掛合町波多2192番6地先から飯石郡飯南町獅子511番3地先まで	前	メートル 4.00～6.00	メートル 310.00	雲南県土整備事務所 道路改良工事 拡幅	
			後	11.00～44.00	310.00		
〃	大田井田江津線	江津市後地町3097番4地先から同町3179番1地先まで	前	5.00～7.00	327.00	浜田県土整備事務所 道路改良工事 拡幅	
			後	12.00～31.00	327.00		
〃	益田種三隅線	益田市下種町588番4地先から同町997番2地先まで	前	10.00～56.00	347.00	益田県土整備事務所 道路改良工事 拡幅	
			後	10.00～61.00	347.00		
〃	益田津和野線	益田市美濃地町イ302番4地先から同町イ309番5地先まで	前 A	4.50～9.00	141.00	益田県土整備事務所 左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ	
			後	A	4.50～9.00		141.00
				B	10.50～26.50		197.00

島根県告示第83号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成21年2月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	益田種三隅線	益田市下種町583番12地先から同町966番11地先まで	メートル 549.00	平成21年 2月6日	益田県土整備 事務所	
〃	益田津和野線	益田市美濃地町イ302番4地先から同町イ309番5地先まで	197.00	平成21年 2月6日		